

6. 公共料金の割引

下水道使用料の減免

身 知 精

以下の①～⑥のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、下水道使用料（公共下水道使用料、市設置高度処理型浄化槽使用料及び農業集落排水処理施設使用料）のうち、以下の①～⑤は「基本額及び基本額に係る消費税等相当額」、⑥は「一部又は全額」が減免されます。

利用できる方	①身体障害者手帳（1級・2級）をお持ちの方がいる世帯 ②知能指数が35以下と判定された方がいる世帯 ③知能指数が50以下と判定され、かつ身体障害者手帳（3級）をお持ちの方がいる世帯 ④精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる世帯 ⑤介護保険被保険者証（要介護状態区分4・5）をお持ちの方がいる世帯 ⑥災害その他特別の理由があると認められる方
手 続 き	①～⑥すべて申請手続きが必要です。 障害者手帳または介護保険被保険者証の写し、罹（り）災証明書を持って窓口へ。申請は郵送でも受付けていますので、下記窓口にお問合せください。
窓 口	下水道料金課（市役所第1別館2階） 電話(042)769-8376 ※転居をした場合（市内・市外ともに）は再度、減免申請が必要となります。

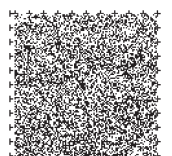
水道料金の減免

身 知 精

以下の①～⑧のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、水道料金が減免されます。「口径（水道メータの大きさ）25ミリメートル以下の基本料金と1か月あたりの使用水量8立方メートルまでの従量料金との合計に消費税等相当額を加えた額」

利用できる方	① 身体障害者手帳（1級・2級）をお持ちの方がいる世帯 ② 療育手帳（A1・A2）をお持ちの方がいる世帯 ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる世帯 ④ 療育手帳（B1・B2）、身体障害者手帳（3級）、精神障害者保健福祉手帳（2級）のうち2つ以上を一人で持ち持っている世帯 ⑤ 介護保険被保険者証（要介護状態区分4・5）をお持ちの方がいる世帯 ⑥ 児童扶養手当受給世帯（児童手当とは異なります） ⑦ 特別児童扶養手当受給世帯（//） ⑧ 遺族基礎年金受給世帯（遺族厚生年金とは異なります）
手 続 き	①～⑧全ての方の申請が必要です。 手帳等資格証明書類及び上下水道使用量のお知らせ等お客様番号を確認できるものを持って窓口へ。郵送申請や電子申請も可です。詳しくはURLか二次元コードより県営水道のホームページをご覧ください。
U R L 窓 口	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/ryoukingaido/genmen.html 相模原水道営業所 〒252-0227 中央区光が丘 2-18-56 電話(042)755-1132（代）音声案内2 （042）755-9420（料金担当直通） FAX(042)754-4531 相模原南水道営業所（県高相合同庁舎内） 〒252-0303 南区相模大野 6-3-1 電話(042)745-1111 FAX(042)743-4598 津久井水道営業所 〒252-0157 緑区中野 252-1 電話(042)784-4822（代）音声案内3 FAX(042)784-5994 ※転居をした場合（市内・市外ともに）は再度、減免申請が必要となります。 ※減免の適用は、水道営業所が減免申請書を受付した日の翌月以降、最初に行う量水器の点検に係る月分の水道料金から対象となります。

※ 市営簡易水道（緑区青根、名倉・牧野の一部）についても水道料金の減免制度があります。詳しくは、津久井下水道事務所簡易水道班 電話(042)687-5504（直通）にお問い合わせください。



施設利用料の優遇

身 知 精

次の施設等を利用するときに、障害者手帳等（身体障害者手帳・療育手帳など知的障がいのあることが証明できるもの・精神障害者保健福祉手帳・ミライロ I D（障害者手帳アプリ））を受付に提示すると、施設等使用料が優遇されます。

■緑区にある施設

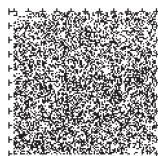
施設名等	優遇の範囲	優遇される方
ほねごりアリーナ 〒252-0134 緑区下九沢 2368-1 電話(042)763-7711 F A X(042)763-7712	体育室などの個人利用施設の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
小倉プール 〒252-0115 緑区小倉 1 電話(042)782-1122（小倉テニスコート）	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
さがみはら北の丘センター （北市民健康文化センター） 〒252-0134 緑区下九沢 2071-1 電話(042)773-5570 F A X(042)773-1221	一般プール・浴室の個人利用料金の全額 障害者プール（無料施設）	障がいのある方とその介護者※
サン・エールさがみはら 〒252-0131 緑区西橋本 5-4-20 電話(042)775-5665 F A X(042)703-7612	トレーニング室などの個人利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※
ふじのマレットゴルフ場 〒252-0183 緑区吉野 1010-1 電話(042)687-5700	マレットゴルフ場の個人利用料及び用具利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
藤野やまなみ温泉 〒252-0186 緑区牧野 4225-1 電 話(042)686-8073 F A X(042)686-8023	利用料金の一部（大人料金から） 390 円割引 夜間（平日のみ 17 時以降 550 円から） 250 円割引	障がいのある方とその介護者※
青根緑の休暇村いやしの湯 〒252-0162 緑区青根 844 電 話(042)787-2288 F A X(042)787-2118 ※改修修繕に伴い、8 月 31 日まで休館予定です。	利用料金の一部 （大人料金から）450 円割引	障がいのある方
小原プール 〒252-0173 緑区小原 697-3 電話(042)684-3257	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※

※ 介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。

※ 各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。

■中央区にある施設

施設名等	優遇の範囲	優遇される方
相模原ギオンアークスポーツパーク （小山公園ニュースポーツ広場） 〒252-0205 中央区小山 4-1 電 話(042)700-0801（小山公園管理事務所） F A X(042)700-0802（小山公園管理事務所）	ニュースポーツ広場の個人使用料及び夜間照明施設使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
銀河アリーナ 〒252-0229 中央区弥栄 3-1-6 電話(042)776-5311 F A X(042)776-5353	アイススケート場・トレーニング室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※



施設名等	優遇の範囲	優遇される方
けやき体育館 〒252-0236 中央区富士見 6-6-23 電話(042)753-9030 F A X(042)769-1200	体育室などの施設の個人利用時の利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※
相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら 〒252-0246 中央区水郷田名 1-5-1 電話(042)762-2110	施設観覧料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原ギオンベースボールパーク（相模原球場） 体育室 〒252-0229 中央区弥栄 3-1-6 電話(042)753-6930 F A X(042)753-7897	体育室の個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
さがみはらグリーンプール 〒252-0242 中央区横山 5-11-1 電話(042)758-3151 F A X(042)758-3127	プール・トレーニング室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
博物館プラネタリウム 〒252-0221 中央区高根 3-1-15 電話(042)750-8030 F A X(042)750-8061	プラネタリウム及び全天周映画の観覧料の全額	障がいのある方とその介護者※

※ 介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。

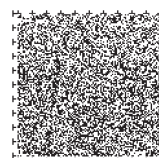
※ 各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。

■南区にある施設

施設名等	優遇の範囲	優遇される方
古淵鵜野森公園屋外水泳プール 〒252-0301 南区鵜野森 1-25-1 電話(042)747-4641（古淵鵜野森公園管理事務所）	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原ギオンスタジアム 相模原ギオンフィールド 〒252-0335 南区下溝 4169 電話(042)777-6088 F A X(042)777-0161	競技場の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
プリモふれあい動物広場 〒252-0328 南区麻溝台 2317-1 電話(042)778-3900	動物広場ポニー乗馬場利用料の全額	障がいのある方（小学生以下）
市民健康文化センター 〒252-0328 南区麻溝台 1872-1 電話(042)747-3776 F A X(042)747-3777	プール・浴室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原ギオンアリーナ 〒252-0328 南区麻溝台 2284-1 電話(042)748-1781 F A X(042)748-1747	体育室などの個人利用施設の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
新磯ふれあいセンター（れんげの里あいそ内） 〒252-0326 南区新戸 2268-1 電話(046)255-1311 F A X(046)255-1361	浴室の利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※

※ 介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。

※ 各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。



バス運賃の割引

身 知 精 難

手帳の種類	割引内容	利用方法
・身体障害者手帳 ・療育手帳	本人および介護人の 運賃 5 割引／定期券 3 割引	運賃支払い時もしくは定期券購入時 に手帳を提示
・精神障害者保健福祉手帳	本人および介護人の 運賃 5 割引	運賃支払い時に手帳を提示

※提示する手帳にはミライロ ID（障害者手帳アプリ）を含みます。

※バス事業者により、割引制度及び割引率が異なる場合がありますので、各バス事業者にご確認ください。

※乗合タクシーは、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方も運賃が割引になります。割引を受ける場合は、運賃支払い時に手帳を提示してください。

・乗合タクシーは運賃区域 1 区域につき 250 円に割引。

割引証 手帳の提示により割引を受けることができますが、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方には割引証の発行が可能です。希望の方は、身体障害者手帳、療育手帳を持参して、下記窓口で申請してください。
※路線によっては割引証では割引が受けられない場合がありますので、乗車する際は手帳も携帯してください。

	緑区の方	中央区の方	南区の方
窓 口	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

タクシー運賃の割引

身 知 精 難

タクシー運賃の 1 割が割引になります。ただし、迎車料金等は割引になりません。

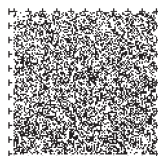
利用できる方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方
利用方法	各種手帳等を乗車前に乗務員に提示し、割引が利用できるタクシーか確認してください。
問合せ先	一般社団法人神奈川県タクシー協会 電話 (045) 241-3577 神奈川県個人タクシー協会 電話 (045) 401-8896

国内航空運賃の割引

身 知 精

12 歳以上で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び介護者が国内航空線を利用する場合、航空運賃が割引になります。割引運賃は、航空運送事業者又は路線によって異なります。また、一部の航空運送事業者は、対象者、割引適用者が異なります。

※ 詳しくは各航空会社にお問い合わせください。



鉄道運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種又は第2種の記載があるもの）をお持ちの方は普通乗車券について、次の割引が適用となります。定期乗車券、回数乗車券等については、各鉄道会社の窓口又は係員にお問い合わせください。

※ご利用の際は、手帳の携行をお願いいたします。

※鉄道会社により、手帳に顔写真の貼付がないと、割引が受けられないことがあります。

※鉄道運賃の割引でミライロ ID（障害者手帳アプリ）を利用する場合は、マイナポータルとの連携が必要です。詳細については、ミライロ ID のホームページを参照してください。

対象者など	①第1種障害者とその介護者 本人のみ乗車の場合：100キロメートルを超える場合5割引 介護者と同乗の場合：本人、介護者共に5割引（距離制限なし） ②第2種障害者 本人のみ乗車の場合：100キロメートルを超える場合5割引 ※介護者の割引はありません。
利用方法	（きっぷの場合） 発売窓口到手帳またはミライロ ID を提示してきっぷを購入してください。なお、大人の第1種手帳所持者が大人の介護者とともに100キロメートルまでの区間に乗車する場合には、自動券売機で小児乗車券を購入し、改札係員に手帳と併せて提示して利用することも可能です。 （ICカードの場合） ICカードで入場し、出場駅の改札窓口にて手帳またはミライロ ID を提示してください。 ※出場駅で自動改札機を利用すると無割引の運賃となりますのでご注意ください。 ※本人と介護者両者が各々のICカードを利用してください。

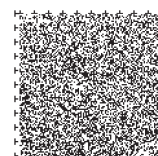
～障がい者用ICカードについて～

サービス対象者	第1種障害者の大人の方 障がい者本人を介護する任意の1名の方
利用方法	「障がい者用ICカード本人用・介護者用」を同時にお求めいただいたうえで、同時かつ同一行程で乗車される場合に自動改札機にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。 「障がい者用ICカード本人用・介護者用」を別々または単独でご利用いただくことはできません。ご利用の際は、手帳の携行をお願いいたします。
有効期間	カードの有効期間は、お求めいただいた日から1年後の同月末日までです。
購入場所	JR 東日本のみどりの窓口、PASM0 鉄道事業者の窓口など

フェリー等運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の運賃及び介護者の運賃が割引されます。ただし、会社によって割引設定の有無、割引範囲等が異なりますので、詳しくはそれぞれの会社にお問い合わせください。



NHK受信料の免除

身 知 精

6

公共料金の割引

内容及び利用できる方

対象者	
全額免除	公的扶助受給者
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の障がいのある人（身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合
※課税状況の変更などにより対象となる免除の内容が変わる場合、再手続きが必要です。	

手続に必要なもの

窓口で免除事由の証明（確認）を受けた免除申請書を、NHKへ郵送してください
各種手帳・印鑑・免除申請書（窓口またはNHK横浜放送局にあります。NHKへ郵送で申請される場合は、申請書をお送りいたします。NHKのホームページ「受信料の窓口」をご確認ください。）

免除の証明を受ける窓口
（障がいの事由による申請の方）

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

問合せ先

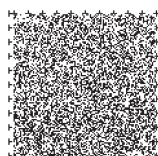
NHK ふれあいセンター
電話 0570-077-077 FAX(045)522-3044
受付時間 午前9時～午後6時（土曜日・日曜日・祝日も受付）

郵便物等の料金の優遇など

身 知

区分	内容
特定録音物等郵便物 ・点字郵便物	盲人用の録音物または点字のみを掲げた用紙のみを内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定した施設から差出し、またはこれらの施設にあてるものを無料で差し出すことができます。
青い鳥郵便葉書	はがきのやりとりを楽しんでいただくために重度の身体障がい者（1級または2級）の方及び、重度の知的障がい者（A1またはA2）の方で受付期間内にご希望いただいた方に最寄りの配達を担当する郵便局から無償でお届けします。 ※受付期間等詳細はホームページをご確認ください。
くぼみ入りはがき	目の不自由な方が使いやすいように、はがきの表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・裏表がすぐわかるようにしたはがきです。お申し出いただいた場合は、ご自宅へのお届け販売も行います。 ※対象：通常はがき、年賀はがき

日本郵便株式会社ホームページ <https://www.post.japanpost.jp>



ふれあい案内（無料番号案内）

身 知 精

電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・上肢などに障がいのある方、知的障がい及び精神障がいの有る方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。対象となる方の詳しい条件等は下記登録窓口へお問い合わせください。

窓 口	NTT 東日本
電 話	0120-104-174
F A X	0120-104-134
営 業 時 間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（土曜・日曜、祝日及び年末年始は休業）

携帯電話基本使用料等の割引

身 知 精 難

利用できる方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病医療受給者証のいずれかをお持ちの方
手 続 き	割引サービスの内容、必要なものなどは、各社異なりますので、直接取扱店等に確認してください。
窓 口	各携帯電話事業者、各社携帯電話取扱店等

福祉電話

身

NTT 東日本の回線をご利用の方は、NTT 東日本の福祉電話（シルバーホン等）を福祉用料金で利用（レンタル）できます。手続き等については、以下の窓口にご確認ください。

利用できる方	① 65 歳以上のひとり暮らしの方（65 歳以上の方であって、障がい者、寝たきりの配偶者又は未成年者のもとと生計を共にする方を含みます。） ② 身体障がい者
窓 口	NTT 東日本
電 話	0120-506-116
営 業 時 間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（休日・年末年始を除きます）

J:COM ハートフルプラン

身 知 精

J:COM TV、J:COM NET、J:COM PHONE プラスを減額プランにてご提供いたします。詳細については、下記の問合せ先でご確認ください。

利用できる方	J:COM サービスエリア内に居住する障がい者本人及び同居の家族の方で、次に掲げる障害者手帳のいずれかの交付を受けている方 ① 身体障害者手帳（1 級・2 級） ② 精神障害者保健福祉手帳（1 級） ③ 療育手帳（A1・A2・B1）
問 合 せ 先	J:COM（ジェイコム）カスタマーセンター （受付時間：午前 9 時～午後 6 時） 電話 0120-999-000 FAX(0120)999-678
ホームページアドレス	https://www.jcom.co.jp/service/heartful_pack/

